

2026年5月14日

各位

会社名 株式会社日清製粉グループ本社  
代表者名 取締役社長 瀧原 賢二  
(コード番号: 2002 東証プライム)  
問合せ先 執行役員総務本部広報部長 安達 令子  
(TEL) 03-5282-6650

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月25日開催予定の第182回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

当社は、取締役会の経営監督機能をより一層強化するべく、2026年6月25日開催予定の第182回定時株主総会後から、社外取締役を過半数とするガバナンス体制への変更を予定しております。事業環境の変化に機動的に対応し、迅速かつ的確な意思決定や実効性ある議論を行うため、取締役の定員の上限を減少させるものであります。

また、最適な経営体制の機動的な構築を可能とすることを目的として、取締役以外からも社長を選定できるようにするとともに、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する規定を変更し、その他所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月25日
定款変更の効力発生日	2026年6月25日

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条     (条文省略)</p> <p>第 8 条</p> <p>    (株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。     株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>    当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>    (株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会<u>で</u>定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条     (現行どおり)</p> <p>第 8 条</p> <p>    (株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。     株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議<u>又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって</u>定め、これを公告する。</p> <p>    当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>    (株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会<u>の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって</u>定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>
<p>第 11 条                          ( 条文省略)</p>	<p>第 11 条                          ( 現行どおり)</p>
<p>第 12 条                           ( 招集権者)</p>	<p>第 12 条                           ( 招集権者)</p>
<p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により、取締役社長が</u>、これを招集する。                          <u>取締役社長</u>に事故があるときは、予め、取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p>	<p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会で予め定めた取締役が</u>、これを招集する。                          <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、予め、取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p>
<p>                  ( 議長)</p>	<p>                  ( 議長)</p>
<p>第 14 条 株主総会の議長は、<u>取締役社長が</u>、これに当る。                          <u>取締役社長</u>に事故があるときは、<u>前条第 2 項の規定による</u>。</p>	<p>第 14 条 株主総会の議長は、<u>取締役会で予め定めた者が</u>、これに当る。                          <u>前項の者に</u>事故があるときは、<u>予め、取締役会の定める順序に従い、他の者がこれに代る</u>。</p>
<p>第 15 条                          ( 条文省略)</p>	<p>第 15 条                          ( 現行どおり)</p>
<p>第 17 条</p>	<p>第 17 条</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>                  ( 定員)</p>	<p>                  ( 定員)</p>
<p>第 18 条 当社の取締役は、<u>14</u>名以内とする。                          当社の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p>	<p>第 18 条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。                          当社の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 19 条        　　〈　　　　　(条文省略)</p> <p>第 22 条</p> <p>(取締役会の招集権者)</p> <p>第 23 条 取締役会は、取締役社長が、これを招集し、その議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、予め、取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>第 24 条        　　〈　　　　　(条文省略)</p> <p>第 28 条</p> <p><u>(役付取締役、執行役員、相談役、顧問)</u></p> <p>第 29 条 <u>取締役会は、その決議により、取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</u>  <u>取締役会の決議により、執行役員、相談役、顧問を置くことがある。</u></p> <p>第 30 条        　　〈　　　　　(条文省略)</p> <p>第 45 条</p>	<p>第 19 条        　　〈　　　　　(現行どおり)</p> <p>第 22 条</p> <p>(取締役会の招集権者)</p> <p>第 23 条 取締役会は、<u>取締役会で予め定めた取締役</u>が、これを招集し、その議長となる。</p> <p><u>前項</u>の取締役に事故があるときは、予め、取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>第 24 条        　　〈　　　　　(現行どおり)</p> <p>第 28 条</p> <p>(削る)</p> <p>第 29 条        　　〈　　　　　(現行どおり)</p> <p>第 44 条</p>